

長崎県立大学看護栄養学部履修規程

〔平成 20 年 4 月 1 日〕
規 程 第 16 号

改正 平成 25 年 3 月 5 日規程第 5 号
改正 平成 25 年 10 月 1 日規程第 26 号
改正 平成 26 年 1 月 7 日規程第 1 号
改正 平成 26 年 8 月 5 日規程第 15 号
改正 平成 27 年 3 月 3 日規程第 45 号
改正 平成 27 年 12 月 1 日規程第 89 号
改正 平成 31 年 3 月 5 日規程第 6 号
改正 令和 2 年 3 月 24 日規程第 36 号
改正 令和 3 年 3 月 24 日規程第 71 号
改正 令和 3 年 5 月 12 日規程第 82 号
改正 令和 4 年 3 月 23 日規程第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎県立大学学則（以下「学則」という。）第 30 条第 3 項の規定に基づき、看護栄養学部（以下「本学部」という。）の教育課程及び授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正（平成 27 年規程第 89 号）

(教育目的)

第 2 条 本学部は、人々の健康な生活を支援するため、豊富な科学的・専門的知識の修得と、あらゆる年齢層のさまざまな健康状態の人々と接することができる豊かな人間性を持つ人材の育成を目指すとともに、健康学科の基礎と応用を総合化した教育研究を推進することにより、実践的問題解決能力を養い、地域の保健・医療活動を通して、人々の健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(教育課程)

第 3 条 本学部の教育課程は、全学教育科目、専門教育科目及び教職に関する科目をもって編成する。

一部改正〔平成 25 年規程第 5 号、平成 27 年規程第 89 号〕

(最低修得単位数)

第 4 条 卒業に必要な単位数を 128 単位とし、全学教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数は、別表第 1 に定めるところによる。

一部改正〔平成 25 年規程第 5 号、規程第 26 号、平成 26 年規程第 1 号、規程第 15 号、平成 27 年規程第 89 号〕

(全学教育科目)

第 5 条 全学教育科目の区分、各区分の授業科目、単位数その他履修に関する事項は、長崎県立大学全学教育履修規程（以下「全学教育履修規程」という。）に定めるところによる。

追加〔平成 27 年規程第 89 号〕

(専門教育科目)

第6条 専門教育科目の区分、各区分の授業科目、単位数その他履修に関する事項は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 看護学科（別表第2）
- (2) 栄養健康学科（別表第3）

追加[平成27年規程第89号]

（履修及び履修科目の登録）

第7条 学生は、履修登録した科目のみ履修することができる。毎学年所定の期日までにその学年又は学期において履修しようとする科目を登録しなければならない。ただし、授業時間が重複する授業科目は2科目以上履修登録することはできない。

一部改正[平成27年規程第89号]

（履修科目登録単位数の上限）

第8条 履修できる当該年度の総単位数は49単位を限度とする。ただし、次の各号に掲げる科目の単位は含まないものとする。

- (1) 長崎県立大学教職課程履修規程第7条に規定する教職に関する科目
- (2) 学則第36条、第37条及び第38条の規定により単位認定された科目

追加[平成27年規程第89号]

第9条 削除

削除[令和2年規則第36号]

（他の学部等における授業科目の履修等）

第10条 学則第35条に基づき、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、在学する学部の学部長を経て当該他の学部の学部長の許可を、同一学部の他の学科の授業科目を履修しようとするときは、在学する学部の学部長の許可をそれぞれ受けなければならない。ただし、卒業要件単位数に算入される同一学部の他の学科の学科専門科目を除く。

2 学長は、前項の規定により修得した単位については、30単位を超えない範囲で修得単位として認めることができる。

一部改正[平成27年規程第45号、平成27年規程第89号]

（入学前の既修得単位の認定）

第11条 学則第36条の規定に基づき、入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、入学年度の指定された履修登録の期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請書（様式第1号）
- (2) 成績証明書又は学修の成果を証明する書類
- (3) 授業科目の概要を記した書類

追加[平成27年規程第89号]

（他の大学等における授業科目の履修）

第12条 学則第37条の規定に基づき、他の大学（放送大学を含む。）等における授業科目を履修しようとする者は、所定の期日までに出願票を提出しなければならない。

追加[平成27年規程第89号]

（外国の大学又は短期大学における授業科目の認定）

第 13 条 学則第 37 条第 2 項に基づき、外国の大学又は短期大学に留学し、修得した単位等を本学の修得単位として認定を受けようとする者は、所定の期日までに履修した授業科目に係る授業科目の概要を記した書類及び成績証明書又は学修の成果を証明する書類を提出しなければならない。

追加[平成 27 年規程第 89 号]

(大学以外の教育施設等における学修)

第 14 条 学則第 38 条の規定に基づき、大学以外の教育施設等における学修を、本学の修得単位として認定を受けようとするものは、所定の期日までに、学修の成果を証明する書類を提出しなければならない。

2 単位を与えることができる学修、認定基準、対応する本学の授業科目及び単位数等については、学長が別に定める。

追加[平成 27 年規程第 89 号]

(試験)

第 15 条 試験は、各学期末に行う。ただし、授業担当者が必要と認めるときは、随時に行うことができる。

2 学生は、第 7 条に定める届出をした科目についてのみ試験を受けることができる。

3 原則として授業実施回数の 3 分の 2 以上出席をしなければ、当該科目の受験資格を失うものとする。

一部改正[平成 27 年規程第 89 号]

(追試験)

第 16 条 次の事由で試験を欠席した場合には、追試験を行うことがある。

- (1) 忌引
- (2) 不慮の災害
- (3) 病気
- (4) 就職試験
- (5) その他やむを得ない理由と認められる場合

2 追試験を受験する場合は、所定の期間内に、所定の証明書等を添え「追試験申請書」(様式第 2 号)を提出して許可を受けなければならない。

一部改正[平成 27 年規程第 45 号、平成 27 年規程第 89 号]

(再試験)

第 17 条 不合格となった科目については再試験を行うことがある。

2 再試験の実施については、学長が別に定める。

追加[平成 27 年規程第 89 号]

(成績の表示)

第 18 条 学生に通知する成績の表示及び成績証明書における成績の表示は、別表第 4 に定めるところによる。

一部改正[平成 27 年規程第 89 号]

(再履修)

第 19 条 学生は、単位を修得した科目についても、再履修することができる。

2 授業科目の最終の成績評価は、最終履修時の評価をもって当てる。

一部改正[平成 27 年規程第 89 号]

(G P A)

第 20 条 学業成績をはかる基準としてグレード・ポイント・アベレージ (Grade Point Average 以下「G P A」という。)を用いる。

2 G P Aは、授業科目の成績評価に対するグレードポイント (以下「G P」という。)を定め、それに各授業科目の単位数を乗じ、その総和を登録科目単位数で除する成績係数とする。

3 G P、学期G P A、累積G P Aの算出式等は、次の各号のとおりとする。

(1) G P

成績表示	A (秀)	B (優)	C (良)	D (可)	F (不可) Y (失格)
G P	4. 0	3. 0	2. 0	1. 0	0

(2) 学期G P Aの算出式 (小数点第 3 位以下切捨て)

$$\frac{\text{当該学期における [(科目の単位数) \times (その科目で得たG P)] の総和}}{\text{(当該学期に履修登録した単位数) の総和}}$$

(3) 累積G P Aの算出式 (小数点第 3 位以下切捨て)

$$\frac{\text{各学期における [(科目の単位数) \times (その科目で得たG P)] の累計}}{\text{(各学期で履修登録した単位数) の累計}}$$

4 G P Aの計算には、次の各号に掲げる授業科目は含めない。

- (1) 全学教育科目の英語科目及び中国語科目
- (2) 教職に関する科目
- (3) 合格又は不合格のみを判定する科目
- (4) 編入学、転入学の単位認定科目
- (5) 入学前の既修得単位認定科目
- (6) 他大学との単位互換等で修得した科目

一部改正[平成 27 年規程第 89 号]

(不正行為)

第 21 条 学生が、試験期間において不正行為を行った場合には、当該試験期のその者の科目 (試験時間割に掲示されている科目に限る。)をすべて無効とし、第 18 条の規定による成績の表示はY (失格) とする。

一部改正[平成 27 年規程第 89 号]

(進級要件)

第 22 条 学生が第 2 年次から第 3 年次に進級するためには、卒業要件単位のうち、64 単位以上を修得しなければならない。進級に必要な科目については、別に定める。

2 栄養健康学科の学生は、第 3 年次から第 4 年次に進級するためには、卒業要件単位のうち、110 単位以上を修得しなければならない。

一部改正[平成 27 年規程第 89 号]

(再入学)

第 23 条 学則第 27 条の規定により、入学を許可された者については、退学又は除籍までの在学期間、休学期間及び停学期間は入学後の当該期間に通算するものとし、既に履修した授業科目について修得した単位は有効とする。

(委任)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年規程第 5 号)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日現在本学部にて在籍している者（以下「在学者」という。）及びこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学看護栄養学部履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年規程第 26 号)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日現在本学部にて在籍している者（以下「在学者」という。）及びこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学看護栄養学部履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 26 年規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日現在本学部にて在籍している者（以下「在学者」という。）及びこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学看護栄養学部履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 26 年規程第 15 号)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日現在本学部にて在籍している者（以下「在学者」という。）及びこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学看護栄養学部履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 27 年規程第 45 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年規程第 89 号)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日現在本学部にて在籍している者（以下「在学者」という。）及びこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学看護栄養学部履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 31 年 3 月 5 日規程第 6 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 24 日規程第 36 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 24 日規程第 71 号)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 3 年度入学者から適用し、令和 2 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月12日規程第82号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和4年度入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月23日規程第7号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和4年度入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係) 最低修得単位数

(1) 看護学科

一部改正[令和3年規程第82号、令和4年規程第7号]

科目区分			看護栄養学部	
			看護学科	備考
全学教育科目最低修得単位数			28	長崎県立大学全学教育履修規程別表第1
専門教育科目	学部共通専門科目		7	
	基礎専門科目	健康理解の基礎	14	
		公衆衛生	3	
	看護専門科目	基礎看護学	12	
		地域・在宅看護学	9	
		成人看護学	12	
		老年看護学	8	
		小児看護学	6	
		母性看護学	6	
		精神看護学	6	
		総合看護	15	
	養護教諭関連			
選択科目		2		
専門教育科目合計		100		
最低修得単位数			128	

(2) 栄養健康学科

科目区分			看護栄養学部		
			栄養健康学科	備考	
全学教育科目最低修得単位数			28	長崎県立大学全学教育履修規程別表第1	
専門教育科目	学部共通専門科目		4		
	専門基礎	学科基礎	2		
		社会・環境と健康	4		
		生命と健康	19		
		食べ物と健康	13		
	学科専門科目	専門	栄養の基礎		3
			個人と栄養		7
			栄養教育・指導		8
			臨床栄養		12
			地域栄養		6
			フードマネジメント栄養		6
			特別演習		2
			特別講義		
			専門演習		6
	栄養教諭関連				
選択科目		8			
専門教育科目合計		100			
最低修得単位数			128		

別表第2(第6条関係) 専門教育科目

看護学科

一部改正[令和3年規程第82号]

区 分		授業科目	配当 年次	単位数		備 考	
				必修	選択		
学部共通 専門科目	人間・ 社会	発達心理学	1	2			
		臨床心理学	2		2		
		社会福祉論	2	2			
		健康政策と法規	2	1			
	健康	チーム医療論	2	1			
		チーム医療演習	4		1		
		食看護学演習	1	1			
		運動処方論	2		2		
学科専門科目	専門基礎科目	人体の生物学Ⅰ(神経系、循環系等)	1	2			
		人体の生物学Ⅱ(消化系、泌尿系等)	1	2			
		感染免疫学	1	1			
		代謝栄養学	1	1			
		病態学総論	1	1			
		臨床病態学Ⅰ(循環系、消化系等)	2	2			
		臨床病態学Ⅱ(神経系、泌尿系等)	2	2			
		リハビリテーション学	3	1			
		薬理代謝学	2	2			
		公衆衛生学	2	1			
	衛 公 生 衆	保健統計と演習	2	2			
		健康と食生活	1		2		
	看護専門科目	基礎看護学	看護学概論Ⅰ(看護の基本)	1	1		
			看護学概論Ⅱ(看護の機能と役割)	1	1		
			看護理論	2	1		
			看護の技術Ⅰ(看護基礎技術)	1	1		
			看護の技術Ⅱ(日常生活援助技術)	1	2		
			看護の技術Ⅲ(診療補助の技術)	2	2		
			看護の技術Ⅳ(看護過程)	2	1		
			基礎看護学実習Ⅰ	1	1		
		基礎看護学実習Ⅱ	2	2			
		地域・ 在宅看護学	地域看護学概論	2	1		
地域包括ケア論			4	1			
家族看護学			2	1			
在宅看護論			2	2			
在宅看護の技術			3	1			
健康管理支援論			3	1			
在宅看護論実習			3	2			
成人看護学		成人看護学概論	2	2			
		成人看護学Ⅰ(健康レベルと看護)	2	2			
	成人看護学Ⅱ(機能障害と看護)	3	2				
	成人看護学実習	3	6				

別表第2(第6条関係) 専門教育科目

看護学科

一部改正[令和3年規程第82号]

区 分		授業科目	配当 年次	単位数		備 考
				必修	選択	
学科 専門 科目	看護 専門 科目	老年 看護 学	老年看護学概論	2	1	
			老年看護学Ⅰ(老年期の健康と障害)	2	1	
			老年看護学Ⅱ(老年看護の実践と技術)	3	2	
			高齢者とのふれあい実習	1	1	
			老年看護学実習	3	3	
	小児 看護 学	小児 看護 学	小児看護学概論	1	1	
			小児看護学Ⅰ(小児の健康論)	2	1	
			小児看護学Ⅱ(小児看護の実践と技術)	3	2	
			小児看護学実習	3	2	
	母性 看護 学	母性 看護 学	母性看護学概論	2	1	
			母性看護学Ⅰ(母性の健康論)	2	1	
			母性看護学Ⅱ(母性看護の実践と技術)	3	2	
			母性看護学実習	3	2	
	精神 看護 学	精神 看護 学	精神看護学概論	1	1	
			精神看護学Ⅰ(精神保健福祉の法制度とケア論)	2	1	
			精神看護学Ⅱ(精神看護の実践と技術)	3	2	
			精神看護学実習	3	2	
	総合 看護	総合 看護	看護学実習の統合	3	1	
			総合看護	4	1	
			災害看護学	4	1	
			災害看護学実習	4	1	
			看護管理	4	1	
			援助的人間関係論	3	1	
			看護倫理	4	1	
			国際看護	4	1	
			しまの健康実習	4	2	
			看護研究方法論	3	1	
			卒業研究	4	4	
	養 護 連 関 連 教 諭	養 護 連 関 連 教 諭	学校保健	2		2
			養護教諭の職務	3		2

【卒業要件単位 128単位】

○全学教育科目 28単位(必修18単位、選択必修6単位、選択4単位)

・『留学生科目』は、外国人留学生のみ履修可能

「日本事情ⅠA」及び「日本事情ⅠB」を含む8単位以上

○学部共通専門科目及び学科専門科目 100単位(必修98単位、選択2単位)

(履修科目の登録の上限:49単位(年間))

別表第3(第6条関係) 専門教育科目

栄養健康学科

一部改正[令和4年規程第7号]

区分		授業科目	配当年次	単位数		備考	
				必修	選択		
学部共通専門科目	人間・社会	発達心理学	1		2		
		臨床心理学	3・4		2		
		社会福祉論	1	2			
		健康政策と法規	3		1		
	健康	チーム医療論	4	1			
		チーム医療演習	4		1		
		食看護学演習	1	1			
		運動処方論	2		2		
学科専門科目	専門基礎	基礎生物学	1		1		
		基礎化学	1		1		
		有機化学	1	2			
		高分子化学	1		2		
		機器分析演習	3		1		
	社会・健康・環境	公衆衛生学Ⅰ	2	2			
		公衆衛生学Ⅱ	2	2			
	生命と健康	解剖生理学Ⅰ	1	2			
		解剖生理学Ⅱ	2	2			
		解剖生理学実験Ⅰ	2	1			
		解剖生理学実験Ⅱ	2	1			
		生化学Ⅰ	1	2			
		生化学Ⅱ	2	2			
		生化学実験Ⅰ	2	1			
		生化学実験Ⅱ	2	1			
		臨床医学総論	2	2			
		臨床医学各論	3	2			
		臨床医学検査実習	3	1			
		運動生理学	2	2			
		運動生理学実験	2		1		
	食べ物と健康	食品学Ⅰ	1	2			
		食品学Ⅱ	2	2			
		食品学実験Ⅰ	2	1			
		食品学実験Ⅱ	2	1			
		調理学	1	2			
		調理学実習Ⅰ	1	1			
		調理学実習Ⅱ	1	1			
		食品衛生学Ⅰ	2	2			
		食品衛生学Ⅱ	2		2		
		食品衛生学実験	3	1			
		食品衛生・微生物学演習	3		1		
	専門	栄養の基礎	基礎栄養学Ⅰ	1	2		
			基礎栄養学Ⅱ	2		1	
			基礎栄養学実験	2	1		
		個人と栄養	応用栄養学の基礎	2	2		
			ライフステージ栄養学Ⅰ	2	2		
ライフステージ栄養学Ⅱ			3	2			
応用栄養学実習			3	1			

別表第3(第6条関係) 専門教育科目

栄養健康学科

一部改正[令和4年規程第7号]

区 分		授業科目	配当 年次	単位数		備 考
				必修	選択	
学科 専門科目	専 門	・ 栄養教育 指 導	栄養教育論	2	2	
			栄養教育論演習	2	1	
			栄養指導論	2	2	
			栄養指導論実習	3	1	
			栄養情報解析演習	2	1	
			栄養教育・指導実習	3	1	
		臨床栄養	臨床栄養管理学	3	2	
			臨床栄養指導実習	4	1	
			栄養療法学Ⅰ	3	2	
			栄養療法学Ⅱ	3	2	
			栄養療法学実習	3	1	
			臨床介助技術論	3	2	
		地域栄養	臨床栄養臨地実習	4	2	
			公衆栄養学Ⅰ	2	2	
			公衆栄養学Ⅱ	3	2	
	地域組織活動論		3		1	
	公衆栄養活動実習		3	1		
	フ ィ ド マ ネ ジ メ	公衆栄養臨地実習	4	1		
		給食経営管理論	2	2		
		給食管理	2	2		
		給食管理実習	3	1		
	特 別 演 習	給食管理臨地実習	3	1		
		特別演習Ⅰ	3	1		
		特別演習Ⅱ	4	1		
	特 別 講	生命健康科学特別講義	4		2	
		栄養科学特別講義	4		2	
	専 門 演 習	専門ゼミナール	3	2		
		卒業研究	4	4		
	栄 養 教 諭 関	学校栄養指導論Ⅰ	3・4		1	
		学校栄養指導論Ⅱ	3・4		1	
		学校栄養指導論Ⅲ	3・4		1	
		学校栄養指導論Ⅳ	3・4		1	

【卒業要件単位 128単位】
 ○全学教育科目 28単位(必修16単位、選択必修8単位、選択4単位)
 ・『留学生科目』は、外国人留学生のみ履修可能
 「日本事情ⅠA」及び「日本事情ⅠB」を含む8単位以上
 ○学部共通専門科目及び学科専門科目 100単位(必修92単位、選択8単位)
 (履修科目の登録の上限:49単位(年間))

別表第4(第17条関係)成績の表示

成績評語	点数	単位付与	GP	備考
A(秀)	90～100点	合格	4.0	
B(優)	80点～89点	合格	3.0	
C(良)	70点～79点	合格	2.0	
D(可)	60点～69点	合格	1.0	
F(不可)	59点以下	不合格	0	
N(単位認定)	—	合格	—	他大学等で修得した単位の認定
G(合格)	—	合格	—	合格か不合格かを判定する科目
H(不合格)	—	不合格	—	合格か不合格かを判定する科目
Y(失格)	—	不合格	0	出席不足等で受験資格のないもの

様式第1号(第11条関係)既修得単位認定申請書

既修得単位認定申請書

令和 年 月 日

長崎県立大学長 様

【申請者】

学籍番号

氏 名

電話番号

下記のとおり、長崎県立大学

学部履修規程第11条による既修得単位の認定を申請いたします。

記

卒業又は中途退学した 大学又は短期大学名 (学部名・学科名)				
在学期間 (休学期間等)		年 月入学～ 年 月(卒・中退)		
上記大学の既修得単位で、 本学の単位として認定を 希望する授業科目名		左記の科目に対応する 本学の授業科目名		備 考 (60単位を越える場合、認定を 希望する優先順位を記入する こと。)
(分野)授業科目名	単位数	(分野)授業科目名	単位数	

追 試 験 申 請 書

私は _____ のため下記科目の試験を受験できませんでしたので、
追試験をしてくださるようお願いいたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

学籍番号

氏 名

(Tel・携帯)

長崎県立大学長 様

記

試 験 月 日	科 目	担 当 教 員	備 考